

## 第28章 米国企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）への対応

2002年7月30日、米国の企業会計改革法（2002年サーベーンズ＝オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act of 2002））が成立した。同法は、米国公開の日本企業及びこれら日本企業の監査を行っている日本の監査法人に直接的な影響を及ぼす内容を含むものである。このため、金融庁は、同法を実施する責務を負う米国証券取引委員会（SEC）等の日本側カウンターパート（証券規制当局）として、国内の官民の関係者と緊密な連携を図りつつ、SEC等に対して様々な形で対応してきた。

### 第1節 企業会計改革法の企業セクターへの影響

- (1) 企業会計改革法のうち企業セクターに関わる部分については、SECによる規則制定が行われ、実施の段階に移っているところである。このうち、米国公開の日本企業に大きな影響を与えるものは、全員独立した取締役から構成される監査委員会の設置を義務づける301条と、財務報告に係る内部統制の整備とその有効性に係る経営者による評価・報告を義務づけている404条である。
- (2) 301条（全員独立取締役から構成される監査委員会設置義務）については、2003年4月25日発効のSEC規則により、我が国の監査役会制度の適用除外が認められた。当該規定の外国企業への適用時期は、2005年7月31日とされている。なお、SECは、2003年11月4日、当該規則に準拠したニューヨーク証券取引所（NYSE）及び全米証券業協会（NASD）の規則を承認した。
- (3) 404条に対しては、内外の米国公開企業から、財務報告に係る内部統制の有効性の評価は重要であるものの、それに伴う事務コストが多大になるとの指摘がなされている。この点については、金融庁からも、従来より、日米官民会議（2003年10月）、日米財務金融対話（同年11月）や日米投資イニシアティブ会合（同年10月、2004年3月・4月）などの場において、米国側に対し柔軟な運用を要請してきた。
- (4) SECは、2005年4月に開催したラウンド・テーブルでの意見を受け、同年5月16日、404条の実施にあたりリスク・ベース・アプローチを採る旨の声明を発表した。また、日本企業を含む外国企業への404条の適用時期は、2006年7月15日以後に終了する会計年度からとなった。

## 第2節 米国企業会計改革法の監査法人への影響

- (1) 企業会計改革法には、会計事務所に対する監督強化のための「公開企業会計監督委員会」(PCAOB)の設立や会計監査人の独立性強化等、会計・監査に関わる規制が盛り込まれている。このうち、同法第106条に基づくPCAOBによる外国会計事務所の登録・監督について、外国(我が国・EU・スイス・加・豪等)から懸念が表明された。
- (2) 外国会計事務所のPCAOBへの登録については、米国SECが2003年7月16日にPCAOBの規則を承認した。当該規則では、外国会計事務所(我が国の監査法人を含む)は、2004年4月19日までにPCAOBへの登録を義務づけることとされたものの、金融庁によるPCAOB等への働きかけもあり、PCAOBは同年3月に登録期限を3か月延長(同年7月19日)することとした。なお、現在、我が国監査法人9法人が登録されている。
- (3) 外国会計事務所の監督のあり方については、2004年8月にSECが承認したPCAOB規則「外国会計事務所の監督に関する規則」に規定されている。同規則においては、外国会計事務所の行政上の重複負担や法の抵触を最小化するため、外国の監督制度に適切と認められる程度に依拠する「協力アプローチ(cooperative approach)」を採り、外国の検査制度の独立性(independence)・堅固性(rigor)に応じて当該制度に依拠する程度が異なる検査枠組みを設定している。金融庁は、これまで、パブリック・コメント・レター、公開円卓会議や日米投資イニシアティブ会合等において、三つの原則、すなわち、①互いの主権と監査人監督制度の相互尊重、②外国における実質的に同等な制度構築の尊重、③実務的な協力の重要性を提示してきており、この考え方は、PCAOBが採用した協力アプローチに取り入れられていると考えられる。金融庁は、その後もPCAOBと対話を重ね、2005年6月に、PCAOBとの実務的な協力の方向性について、概ね合意したところである。